

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第8回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年3月31日(火) 13:30～14:40

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、
宮本 勝浩（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

(1) 答申事項

- ① 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第3007号】
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定について）【諮問第3010号】
- ③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGN接続ルールに係る接続約款等の措置について）【諮問第3008号】
- ④ 第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正について【諮問第3009号】

(2) 報告事項

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基底的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基底的電気通信役務支援機関の平成21年度事業計画について
- ② 競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）について

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会を開催いたします。本日は、委員6名、臨時委員2名、合計8名のうち7名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項4件、報告事項2件です。まず、答申事項から始めたいと思います。

諮問3007号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正について審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、1月29日のこの部会におきまして審議を行い、3月2日までの間意見募集を行い、その後寄せられた意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会において検討をいただきました。

そこで本日は、ユニバーサルサービス委員会の主査代理の酒井委員より、委員会での検討結果について、ご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○酒井部会長代理　それではご報告いたします。資料8-1ですが、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案につきまして、寄せられたご意見を踏まえたユニバーサルサービス委員会における検討結果について、ご報告いたします。

先ほどご紹介がありましたように、1月30日から3月2日までに行われた意見募集の結果、電気通信事業者から4件の意見の提出がございました。これを受けて、3月12日のユニバーサルサービス委員会において、寄せられた意見に対する考え方を整理するとともに、省令案について調査・検討をいたしました。資料8-1の1ページにございます報告書のように、諮問の省令案につきましては、第17条及び21条についても文言の適正化を図った上で制定することが適正であるといった結論を得たところです。

この委員会の報告の詳細につきましては、委員会事務局からご説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、ご説明申し上げます。まず、諮問の概要ですが、7ページをお開きください。趣旨ですが、1の「改正の背景」にございますとおり、昨年12月にご答申をいただきました、IP化の進展に伴います加入電話の補てん対象額減少への対応方策といたしまして、コスト算定方法上の補正を実施するために省令を

改正するものです。

主な改正点は、8ページの2のとおり、加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線数の補正や、3のとおり、交付金の額を算定するための資料として、適格電気通信事業者が支援機関へ届け出る事項等の追加等です。

続きまして、パブリックコメントに寄せられましたご意見と考え方ですが、3ページをご覧ください。意見1「補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大宗が既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されるとともに、事業者に過度の負担をかけないという観点から現実的な算定方法。」こちらは賛同のご意見です。

意見2、「IP補正実施の是非についての議論は十分に尽くされていないため、更なる議論を行った上で省令改正の妥当性を改めて判断すべき。」。考え方ですが、「情報通信審議会においては、十分に議論を尽くし、『光IP電話がまだユニバーサルサービスに位置づけられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光IP電話の移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要』があり、『加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である』との結論が、平成20年12月16日付同審議会答申『ユニバーサルサービス制度の在り方について』で示されているところである。今回の省令案は、答申を踏まえ関係規定を整備するものであり、妥当であると考え。」としてございます。

続きまして、4ページ、意見3です。「そもそも変化の激しい電気通信市場において、加入電話網からIP網への移行という非常に大きな変化が現実化しつつある現状を踏まえ、新制度への早期移行を視野に入れた抜本的な見直し議論を早急に開始すべき。」。考え方ですが、「答申においては、『見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討することが必要である』とされており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。」としてございます。

意見4、「NTT東・西がPSTNの移行に関する情報を明らかにしていない以上、加入電話回線数の減少に伴う補正の必要性や、その額についての妥当性を第三者が判断することは不可能であり、補正の是非について関係者間で改めてコンセンサスを得ることが必要。NTT東・西に、2010年を待たずにPSTNの移行計画を開示させ、次

期ユニバ制度の在り方を含めた接続ルールの在り方の総合的な見直しに早急に着手すべき。」。考え方ですが、「IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しについて、その必要性や補てん対象額の試算結果等を勘案して検討がなされ、『加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入回線数に加算するというコスト算定方法上の補てんを行うことが適当である』との結論が答申において示されているところである。なお、ユニバーサルサービス制度の次期見直しに当たっては、ご指摘のとおり、PSTNから光IP電話への具体的移行展望等の課題整理が必要であり、NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される。」としてございます。

以上のことから、パブリックコメントを踏まえました、諮問した際の省令案の修正等はありませんが、先ほど酒井委員からご説明いただきましたとおり、文言の適正化に関しまして、諮問の案に追加の修正がございました。資料の9ページをご覧ください。

「5.その他」といたしまして、IP補正とは関係はございませんが、過去の省令改正等を踏まえました文言の適正化を図ることとしております。先般の諮問の際には、第2条第4号、第15条第2項第5号、別表第1の3カ所を修正することをお示ししておりましたが、このうち、引用条文の適正化を行います別表第1と同様の規定が第17条、第21条にもございますので、これら2つの条文につきましても、追加して文言の適正化を図ることといたしたいと思っております。

以上を踏まえました委員会の報告書ですが、1ページにございますとおり、本件基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案については、次のとおり修正した上で制定するのが適当だと考えられる。第17条及び21条について文言の適正化を図ること。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

条文の修正は基本的なところで、内容に変更がないということですので、このような修正をつけた案ということでお示しいただきました。その内容のとおり答申ということにしたいと思います。6ページに答申書（案）がございましたが、この答申書（案）の「(案)」を取りまして、この内容で答申すると決定したいと思います。

それでは、次に移ります。次は、諮問第3010号、NTT東・西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可ということで、いわゆる長期増分費用方式に基づ

く平成21年度の接続料等の改定について審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、2月24日開催のこの部会において審議を行い、3月16日までの間に意見募集を行って、その後、寄せられました意見を踏まえまして、接続委員会で検討をいただきました。そこで本日は、接続委員会主査の東海委員より、委員会での検討結果についてご報告をお願いしたいと思います。

○東海委員　それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分方式に基づく平成21年度の接続料等の改定について）につきまして、接続委員会における調査審議結果をご報告させていただきます。

お手元の資料8-2の6ページをご覧ください。諮問の概要を簡単に申し上げたいと思います。本件は、接続料規則の一部を改正する省令等の交付・施行を受けて、NTT東・西の長期増分費用方式に基づく平成21年度接続料の改定に関する接続約款の変更の認可について調査審議を行ったものです。

本件は、専用線などにつきまして実際費用方式を適用いたしておりますが、その平成21年度の接続料の改定並びにその他手続費等の改定に関する接続約款の変更の認可について調査審議を行ったものでございまして、接続料規則の一部を改正する省令平成21年総務省令第5号及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令平成21年総務省令第6号が平成21年2月3日付で交付、及び一部施行されたことを受けまして、NTT東・西の接続約款について所要の変更を行うものです。

具体的には、長期増分費用、いわゆるLRIC方式により算定される接続料について、平成20年度以降の接続料算定のため、改修した新モデル、第4次までであるわけですが、これを用いて算定された平成21年度の接続料を規定する変更を行うものです。

以上が諮問の概要です。諮問及び意見募集の過程につきましては、先ほど部会長からご報告がございましたので、省略をさせていただきます。

今回寄せられましたご意見とその考え方につきましては、2ページにまとめてあります。これについて簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

2ページの意見1です。「LRIC接続料は、平成21年度でNTSコストの控除が終了する一方、き線点RT-GC間伝送路コストの段階的な再算入が行われているわけでありまして。平成22年度以降の接続料水準は、トラフィックの減少等と相まって大幅に上昇する可能性があるため、NTT東・西においては、早期にレガシー系サービスの

扱いに関する計画等を明らかにすることが適当であり、その上で、接続料算定の方法やユニバーサルサービス制度の在り方等について総合的な見直しを早急に行うべき。」こういったご意見が寄せられたわけであります。これに対しましては、考え方1をご覧ください。「今回、申請のあった長期増分費用方式に基づく平成21年度の接続料の改定につきましては、本年2月に改正された接続料規則に規定する算定方法に基づき適切に算定されたものと認められるが、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラフィックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係に配慮をしながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当」としてございます。「ただし、PSTNからの移行については、NTT東・西は、平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、上記接続料に係る検討を行う場合は、PSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東・西においては必要な情報の積極的な開示が期待される」との考え方をなお書きにおいて示させていただいております。

意見2をご覧ください。「PSTN接続料は、今後上昇基調が明確になることが想定されることから、接続料の上昇を抑制するような施策やNTT東・西にコスト削減のインセンティブを働かせる施策等、接続料の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要。なお、FRT-GC伝送路に係るNTSコストについても、基本料原価にて回収することを再度検討すべき」という意見が寄せられたものです。これに対しましては、考え方2をご覧ください。「PSTNの接続料の上昇については、考え方1で先ほど述べたとおりです。また、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成20年12月付情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」におきまして、平成21年度からの3年間も、引き続き暫定的に接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされたわけですが、当該コストは、本来的にはNTT東・西の基本料により回収されるべきものであることに変わりはないことから、上記答申が接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点から判断された点も踏まえて、平成23年度以降の接続料の算定方法の見直しの中で、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについて改めて検討を行うことが適当」としてございます。

以上が今回の変更案に寄せられたご意見とその考え方です。検討の結果、お手元の資

料8-2の1ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることといたしました。以上です。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

今、東海委員のご報告で、ご意見とそれに対する考え方というお話がございましたが、ここでは、近い将来トラフィックの減少が起こって、大幅に接続料が上昇する可能性がある、というように言われているわけです。ただ、今回の場合には、そういう影響はないということか、若干低下しているということですね。

○東海委員 基本的には、トラフィックの減という状況は変わらない、現在のデータがございましたが、皆「▲」となっているわけでありまして、分母が下がっていけば、当然のことながら、接続料は上昇するという傾向に変化はないわけでありまして。しかしながら、4年前になりましょうか、NTSコストを除くという大きな決断をすることによって、この期間中のき線点RT-GC間伝送路コストの戻し、その方法の効果が現在あって、結果的には安定的な、今回もわずかながら減少という傾向を保つことができている、そのように理解をいたしています。

○根岸部会長 どうぞ。そのほかにございせんか。それでは、5ページに「答申書(案)」がございました。この(案)を取りまして、NTT東・西の接続約款の変更の認可について、諮問のとおり認可することが適当であると答申をしたいと思えます。

ありがとうございます。それでは、次に移りたいと思えます。

諮問第3008号、NTT東・西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可であります。今回はNGN接続ルールに係る接続約款の措置について、審議したいと思えます。

本件は、次の議題であります諮問第3009号、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部の改正と密接に関係しているということですので、まとめてご説明をいただきたいと思えます。

諮問3008号につきましては、諮問を受けまして、1月29日の当部会において審議を行い、3月2日までの間1回目の意見募集を行いました。そして、3月4日に提出された意見を公表するとともに、3月17日までの間、再意見の募集を行いまして、2回の意見募集をいたしまして、そのご意見を踏まえまして、接続委員会で検討をいただきました。

また、諮問3009号につきましては、1月29日の当部会におきまして審議を行い、この部会への諮問を要する事項と諮問を要しない事項の両方が含まれておりましたので、総務省が本件改正案全体について意見招請を実施するというところで、3月2日までの間1回目の意見募集を行いました。その後、3月4日に提出された意見を公表するとともに、3月17日までの間再意見の募集が行われ、2回の意見募集でいただきました意見を踏まえて、接続委員会で検討をいただきました。

そこでこの2件をあわせまして、接続委員会の主査の東海委員より、委員会での検討結果について、ご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○東海委員　ただいま部会長からご指示がありましたので、答申事項の③と④につきまして、まとめてご報告をさせていただきます。

まず、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGN接続ルールに係る接続約款等の措置について）につきまして、接続委員会における調査審議の結果のご報告をさせていただきます。

本件は、NTT東・西のNGNに係る機能につきまして、平成21年度接続料に関する接続約款の変更の認可について調査審議を行ったものです。諮問と意見募集の経緯につきましては、先ほど部会長からご説明がありましたので、省略させていただきます。接続委員会における検討の結果、お手元の資料の8-3の1ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることといたしました。

引き続きまして、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査審議の結果をご報告させていただきます。

本件は、次世代ネットワークに係る接続ルール等につきまして、接続料の設定単位や接続会計として整理すべき事項等に関する省令改正について調査審議を行ったものです。同様に、諮問と意見募集の経緯は省略させていただきたいと思っております。

検討の結果、お手元の資料8-4の1ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることといたしました。2つの答申事項の報告書の詳細につきましては、委員会事務局からご説明をいただけるということですので、引き続きよろしくお願いたします。

○古市料金サービス課長　それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、資料8-3 NTT東・西のNGNの平成21年度接続料に関する接続約款の変更についてです。具体的には、21ページをご覧ください。本件は、昨年3月の「次世

代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」情報通信審議会答申及び昨年12月の「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書の考え方を踏まえまして、具体的にNGNの平成21年度接続料設定を行うものです。この表にございますとおり、収容局接続機能につきましては、1装置1カ月当たりNTT東日本で169万2,927円、NTT西日本で248万185円、IGS接続機能につきましては、3分当たり、NTT東日本で5.69円、NTT西日本で6.29円、中継局接続機能につきましては、10Gポート・1カ月当たりNTT東日本で637.5万円、NTT西日本で525万円。以上のとおり設定を行いたいというものです。

続きまして、2ページに戻っていただきまして、横長の別添資料をご覧ください。今回の接続約款変更案に対する意見及びその考え方をまとめたものです。まず、意見1、「社会的インフラであるNTT東・西の接続料はできる限り低廉化が図られるべきであるため、ひかり電話及びNGNへの移行計画等を明示し、ネットワーク全体のコストを考慮した上で、接続料算定の在り方等を総合的に見直すための議論を早急に開始することが必要」という意見です。これに対する考え方は、「NGNは、利用者数・サービス内容ともに発展期にあるネットワークであるため、今後のネットワークの急速な発展に応じて接続料算定の在り方等を適時適切に見直すことが必要である。当該見直しを行う場合には、PSTNからIP網への移行の進展状況を踏まえることも必要となるが、そのためにはPSTNからの具体的移行展望等が明らかとなることが必要であるため、NTT東・西にあっては、平成22年度に公表予定の概括的展望において必要な情報の積極的な開示を行うことが期待される」としているところです。

次に、3ページ、意見2です。「平成21年度接続料と平成22年度以降の接続料に大きな乖離が生じると、利用者に不利益を与える可能性もあるため、プライシング等の考え方について引き続き検討すべき」という意見です。これに対する考え方は「平成21年度の接続料算定では、中継ルータと伝送路の費用配賦を行う際のコストドライバとしてポート容量比が採用されている。これは「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書において示されたとおり、NGNが商用開始後1年を経過しておらず、予測に必要なデータが十分に蓄積されていない段階であることを考慮して、あくまでも暫定的に認められるものであり、平成22年度以降の接続料算定では、アクティブティ等を考慮した想定トラヒック等への見直しが適当と考えられる。ただし、コストドライバを変更することにより、接続料水準が急激に変動する場合には、接続事業者の経

営に影響を与えるとともに、事業者料金の上昇を招来するおそれがあるため、実際に接続料を設定する際、いわゆるプライシングの際には接続事業者や利用者を与える影響も考慮しつつ行うことが必要である」としているところです。

次に、意見3、「NGNは今後、需要の増加が見込まれること、接続事業者における事業の予見可能性の向上を図ること等を考慮し、5年間の将来原価方式での算定を求めべき」という意見です。これに対する考え方は、「考え方2のとおり、平成21年度の接続料算定で用いられているポート容量比は、あくまでも暫定的なコストドライバとして認められるものであるため、当該コストドライバを用いて接続料を算定する期間はできる限り短期間に設定することが適当である。よって、今回の申請において算定期間を1年間としていることは適当と考えられる。また、算定期間の設定に当たっては、既存機能との間の接続料水準の差異等が接続事業者や利用者を与える影響を考慮しつつ行うことが適当であるが、今回、申請のIGS機能の接続料は固定電話における類似機能であるIC接続の接続料よりも低廉な水準に設定されているため、この点からも今回申請の算定期間は問題ないと考えられる」としているところです。

次に意見4、「予測と実績の乖離が発生しないようにするため、予想設備数及びトラヒックの妥当性を検討すべきであり、今後の予測の算出については、研究会を設けて議論すべき」という意見です。これに対する考え方は、「本申請に係る接続料は、平成21年度におけるフレッツ光ネクストやひかり電話のユーザ数等を予測し、必要となる設備量を算定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額をベースに、網改造料の算定方式に準拠して各費用の算定等を行っており、適切なものと認められる。また、設備量等の予測の根拠となるフレッツ光ネクストやひかり電話の予測契約数等は、網使用料算定根拠において開示されており、接続事業者の検証可能性は確保されていると考えられる」としているところです。

次に意見5、「コストドライバについては実績トラヒック比の採用が望ましく、引き続き検討を行うとともに、実績トラヒック採用までの間は、当面の次善の策として、想定トラヒック比の早期適用を目指すべき」という意見です。これに対する考え方は、「考え方2のとおり、平成21年度の接続料算定で用いられるポート容量比はあくまでも暫定的なコストドライバとして認められるものであるため、平成22年度以降の接続料算定に当たっては、NGNの利用実績に係るデータの蓄積状況等を踏まえ、報告書で示された想定トラヒック比またはポート実績トラヒック比、更に、これらの以外の選択

肢も含めて、コストドライバの在り方について検討を深めることが適当である」として
いるところです。

次に意見6「より適正な接続料算定の考え方である活動基準原価帰属を早期に実現す
べく、アクティブティに着目したドライバを平成22年度接続料から採用できるよう、
引き続き検討すべき」という意見でございまして、これに対する考え方は、考え方5に
同じとしております。

次に8ページ、意見7「帯域等換算係数を用いずに算定した場合の結果を公表の上、
その妥当性を検討すべき。また、同係数やQoSの効果については、非常に複雑な問題
であるため、研究会の場を設けて議論すべき」という意見です。これに対する考え方は、
「NGNは使用帯域に大きな差異のある映像系・音声系サービス、QoSの有無・程度
に差異のあるサービスなど、性質・品質の異なる多様なサービスが統合的に提供される
ネットワークであることを踏まえ、今回の接続料算定では、費用配賦上の新たな措置を
講じているところである。具体的には、帯域差ほど費用差が生じておらず、スケールメ
リットが働く点に着目し、IP系のネットワークに用いられる一般的な装置の市販価格
を用いて設定した換算係数により、帯域を換算して費用配賦を行うとともに、QoSを
確保する最優先通信と高優先通信では、パケットの到着タイムのずれによって生じるい
わゆる「ゆらぎ」に対応するため、要求した帯域に上乗せした帯域を確保している点に
着目し、当該上乗せ帯域を含めた帯域で費用配賦を行っている。これらは、研究会報告
書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性があると考えられるが、
帯域換算については、今後のIP系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要と
なる事態が想定され、また、QoSの有無・程度の反映方法もNTT東・西が需要の増
加に応じて今後、NGNの設備をどのように増強するかの方針等によって異なり得るこ
とから、帯域換算やQoSの有無・程度の反映方法については引き続き検討を深めるこ
とが適当である」としているところです。

次に意見8「QoS換算係数及び帯域等換算係数は非常に有意義だが、その設定内容
の適正性について今後も検証が必要」という意見でございまして、これに対する考え
方は、先ほどの考え方7に同じとしてしているところです。

次に10ページ、意見9「IGS接続機能に係る接続料は、IC接続機能よりも時間
によっては割高になっているが、NGNの接続料は、PSTNに比べてより低廉である
べきであり、算定の諸条件の詳細な情報開示とともに、その妥当性を検証すべき」とい

う意見です。これに対する考え方は「IGS接続機能の接続料は、固定電話のIC接続の接続料と比較すると、1通信ごとの料金は高いが、1秒ごとの料金は低い水準となっている。このため、3分換算で比較する場合には、IGS接続機能の接続料は、IC接続よりも低い水準となるが、一定時間よりも短い通話の場合には、接続料全体に占める1通信ごとの料金の割合が1秒ごとの料金に比して大きくなることから、IGS接続機能の接続料が高い水準となる。1通信ごとの料金は、IGS接続機能ではSIPサーバ、IC接続では、交換機の中央処理装置等と異なる装置のコストに基づき算定された結果であるが、前者は、後者に比べ、呼の設定に関して高度な制御を行っていることから、上記のような水準差が生じることについては、合理性があると考えられる。また、NGNとひかり電話網のSIPサーバの接続料原価の差異については、両設備には導入時期の相違による減価償却費、当年度取得固定資産額比により配賦される試験研究費などに差があり、これらが料金の水準の差にあらわれているものであるため、合理性があると考えられる」としているところです。

次に12ページ、意見10「算定に用いられた数値の根拠が十分でなく、原価算定等の適正性を確認できないため、根拠資料の開示と適正性の検証が必要」という意見でございまして、これに対する考え方は考え方4に同じとしているところです。

次に13ページ、意見11「需用数の算定と設備別取得固定資産価額の関係について、東・西間でばらつきが散見されるため、運用効率を検証できる情報開示が必要」という意見です。これに対する考え方は、「本申請に係る接続料は、平成21年度におけるフレッツ光ネクストやひかり電話のユーザ数等を予測し、必要となる設備量を算定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額をベースに、網改造料の算定方式に準拠して各費用の算定等を行っており、適切なものと認められる。なお、NTT東日本とNTT西日本では、NGNの提供エリアの展開スケジュールやフレッツ光ネクスト等の需要数の予測も異なることから、需要数の算定と設備別取得固定資産価額の関係に差異が生じること自体は問題ないとする」としているところです。

次に、14ページ、意見12「NGNの各設備別コスト及び各機能別の接続料原価については、平成21年度だけでなく、平成20年度における情報開示も必要」という意見です。これに対する考え方は、「平成21年度接続料算定で準拠している網改造料の算定式は、取得固定資産価額をベースとして接続料原価を算定するものであるが、当該取得固定資産価額は、網使用料算定根拠において平成20年度分も開示されていること

から、接続事業者の検証可能性は確保されていると考えられる」としているところです。

次に意見13「算定方法の適正性を別視点から検証するため、NGNとひかり電話別トラヒックの情報開示が必要」という意見です。これに対する考え方は、「IGS接続機能の接続料は、接続料規則において、NGNとひかり電話網の需要と費用を合算して算定することが定められているため、NGNとひかり電話別のトラヒックの開示は必要ないと考える。なお、IGS接続機能の接続料原価からは、一部の自網内呼に係るものを除くこととされているが、当該控除対象となる自網内呼のトラヒックについては、網使用料算定根拠の中で開示されており、接続事業者の検証可能性は確保されているところである」としているところです。

次に15ページ、意見14「多数の事業者が利用することが想定される機能については適時適切にアンバンドルを行い、また、NGNが本来有すべき機能については、接続費用についても、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として整理すべき」という意見です。これに対する考え方は、「アンバンドル機能の妥当性については、競争セーフガード制度による定期的な検証の対象とされており、総務省においては、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供するとの基本的考え方にに基づき、適時・適切に対応することが適当である。なお、ネットワークが本来有すべき基本的な機能に係る費用については、接続事業者の個別負担とするのではなく、当該機能の接続料原価に算入することが適当である」としているところです。

次に意見15「イーサネット機能は、平成22年度から接続料を設定することが適当とのスケジュールに従って適切に接続料を設定することが必要」という意見です。これに対する考え方は、「イーサネット接続機能の接続料については、接続事業者の具体的な接続要望等を見きわめた上で、実際費用方式で算定した接続料について、平成21年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である」としているところです。

なお、最後、再意見16は、今回の接続約款変更案を支持するというご意見です。

以上を踏まえまして、1ページが接続委員会の報告書の内容ですが、東海主査からご説明がございましたとおり、今回の接続約款の変更認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる、なお、提出された意見及びそれに対する接続委員会の考え方は、今ご説明いたしました別添のとおりであるとされているところです。

引き続きまして、資料8-4、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正について、ご説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。本件は、昨年の12月に取りまとめられました「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書の考え方も踏まえ、NGN及びひかり電話網について、接続会計に設備区分等を追加すること、また、NGN及びひかり電話網に係る機能について、接続料の算定、設定単位等を追加するための省令改正を行うものです。

2ページに戻っていただきまして、横長の別添資料をご覧ください。今回の省令改正案に対する意見及びその考え方を取りまとめたものです。

まず、総論に関してですが、意見1「今回の接続会計規則及び接続料規則の改正は適切。NGNは発展段階にあり、今後もアンバンドル機能の追加や設定単位の見直しなど、適時適切に対応することが必要」という意見です。これに対する考え方は、「アンバンドル機能の妥当性については、競争セーフガード制度による定期的な検証の対象とされており、総務省においては、他事業者の具体的な持続要望があり、技術的に可能な場合は、過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供するとの基本的考え方に基づき適宜適時に対応することが適当である」としているところです。

次に、第一種指定電気通信設備接続会計規則改正関係に対するご意見です。意見2「NTT-NGNについて、第一種指定電気通信設備接続会計規則における整備区分等の追加は、接続事業者の要望や今後のサービスの展開状況等を踏まえ、適時適切になされる必要がある」という意見です。これに対する考え方は、「接続会計の設備区分等は、接続料算定の基礎データを提供する機能を有するものであるため、今後、NGNの段階的な発展の中で想定される設備・サービス・機能の追加に対応し、設備区分等を適時適切に見直すことが接続料算定の適正性・透明性の維持・確保を図る観点から必要である」としているところです。

次に意見3「設備区分別費用明細表等に関して、NTT-NGNとそれ以外のネットワークとの分計に加え、この分計結果等を通じたNTT-NGNに係るコストの適正性やコスト削減余地の有無等の検証が必要」という意見です。これに対する考え方は、「今回の省令改正案では、NGNとそれ以外のネットワークの設備区分別費用明細表等を分けて整理・作成することとしている。これは、網使用料算定根拠と相まって、NGNの各アンバンドル機能に帰属すべきコストの適正性を検証可能とするために行うものであるが、NGNの各機能は、実際費用方式で算定するものであるため、コスト削減余

地の有無までを接続会計で検証可能とすることまでは必要ないと考える」としているところでは、

意見4「ひかり電話のコストについて、未アンバンドル機能とアンバンドル機能のコスト分計に加え、単位当たり接続料を算出の上比較する等の追加的な検証が必要」という意見です。これに対する考え方は「ひかり電話のコストについては、アンバンドル機能に帰属するコストと未アンバンドル機能に帰属するコストに分かれるが、両者の分計に用いる通信時間や通信回数は網使用料算定根拠において開示されており、接続料算定の検証可能性に配慮されていることから、これに加えて単位当たりの接続料を比較する等の追加的な検証までは必要ないと考えられる」としているところでは、

以上でございまして、1ページが本件に関します接続委員会の報告書の内容です。これにつきましては、冒頭、東海主査からご説明がありましたとおり、本件省令改正については諮問のとおり改正することが適当と認められ、なお、転出された意見及びそれに対する接続委員会の考え方は、今ご説明いたしました別添のとおりであるとされているところでは、

- 根岸部会長 ありがとうございました。ただいま諮問第3008号と3009号の2つの案件につきまして、ご説明いただきました。両件について意見をいただければと思います。
- 辻臨時委員 このルールに従って接続を希望される接続事業者の数は把握されておられるのでしょうか。
- 古市料金サービス課長 21ページのとおり、今回、收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能の3つの機能に関して接続料設定をするわけですが、例えばIGS接続機能につきましては、具体的に30社ほどの事業者がIGSで、いわゆる電話役務のサービスを提供するために接続をしているということだと理解しております。
- 根岸部会長 それはどこかに書いてありますか。
- 古市料金サービス課長 具体的な事業者の数については書いておりません。それから、中継局接続機能については、現在、NTT東・西間で接続をしているということだと認識しております。收容局接続機能については、今般、接続料を設定いたしましたので、今後、具体的な接続事業者があらわれることを期待しているということです。
- 辻臨時委員 結構です。
- 根岸部会長 同じことですが、今、30社とおっしゃったと思いますが、これは多い

のか、少ないのか、予想から見るとどのような感じでしょうか。

○古市料金サービス課長　これまで接続料設定を行っていない相対契約の時期にも、これまで相対で接続していましたひかり電話についても同じくらいということですし、また、固定電話網へ接続している事業者も大体同じくらいということですので、そういった意味では数的にも大体同等の数だと認識をしております。

○根岸部会長　ほかにございますか。よろしいですか。それでは、3008号のNGN接続ルールに係る接続約款等の措置につきましては、18ページの「答申書(案)」の「(案)」を取って答申したいと思います。それから、3009号も、5ページの「答申書(案)」の「(案)」を取りまして答申したいと思います。ありがとうございました。

次に、報告事項に移ります。NTT東・西の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成21年度事業計画について、報告をお願いします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料8-5に基づきましてご説明申し上げます。2つのうち、1点目のNTT東・西ユニバーサルサービスに係る効率化のための具体的方策です。1ページをお開きください。これまでの経緯ですが、左側の箱にございますとおり、平成18年11月に情報通信審議会からご要望をいただいております。1つ目の矢印にございますとおり、交付金の交付に当たり、設備利用部門の費用について7%の経営効率化を前提としているため、毎年ユニバーサルサービス収支表の提出にあわせて、その実績を総務省に報告すること。このご要望に基づきまして、総務省からNTT東・西に、右の箱にございますとおり行政指導をしております。

2つ目の矢印にございますとおり、NTT東・西は交付金の算定に用いた経営効率化率7%の達成度合い(実績)を総務省に報告すること。毎年度の事業計画の認可申請の際に、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について報告すること。

この3番目の指導に基づきまして、先般NTT東・西から平成21年度の効率化の計画が出てきましたので、それをご報告申し上げたいと思います。2ページをお開きください。上のポイント①にございますとおり、平成21年度におきましても、NTT東・西ともに、設備利用部門の費用につきまして7%の効率化を継続するという計画になっております。具体的には、NTT東日本で117億円の削減、西日本で91億円の削減です。具体的な効率化の施策は、下の表をご覧ください。まず、人員数の削減ですが、NTT東・西ともに、アウトソーシング会社等の人員を含めた数といたしまして、平成

21年度はそれぞれ3,000人を削減する計画です。次に、業務の集約ですが、引き続き116業務の拠点集約や、料金業務の拠点集約等を行うという計画です。そのほかといたしましては、一番下にございますとおり、利用明細を郵送ではなく、ネットでお知らせする@Billingや、My Billingの利用増による請求コストの抑制ということを考えているところです。

3ページ、4ページは詳細ですので、こちらは説明を割愛したいと思います。

続きまして、2点目の報告事項です基礎的電気通信役務支援機関の平成21年度の事業計画収支予算ですが、5ページをご覧ください。来年度の事業計画・収支予算のポイントですが、①にございますとおり、平成20年度の予算に比べまして、支援業務につきましては1,000万円効率化いたしまして、7,000万円ということです。これは、平成20年度予算に比べまして、周知広報費の効率化を行うところがその要因でございまして、なお書きにございますとおり、交付金の交付、それから負担金の徴収業務を行うことから、全体の収支予算は544億円程度になっているところです。

それから、周知広報につきましては、21年度の算定の番号単価が平成20年度の番号単価8円と同水準になると予想されますので、周知広報費の効率化を図りまして、支出額抑制を図る計画となっております。

それから、平成20年度の実績を踏まえまして、制度により一層の浸透を図るために、Web広告の活用や、地方説明会、見学会の開催など多面的な周知広報を21年度も実施する計画となっております。

そのほか③といたしまして、21年度におきましても20年度と同様に、不測の事態に備えまして同額の300万円を予備費として計上しているところです。

6ページは、参考といたしまして、来年度の予算額につきまして、まだ概算ではございますが、20年度の決算額との比較をした表を掲げております。決算額と比較しましても、周知広報費は700万円程効率化を図っているところです。

続きまして7ページですが、こちら参考資料で、ユニバーサルサービスに関する問い合わせの件数の推移です。総務省に対するもの、支援機関に対するもの、それから、一般事業者に対するもの等ございますが、特徴は、番号単価の変更に伴いまして、負担事業者のユニバーサルサービス料が2月の利用分から6円から8円に変更されておりますので、その周知を2月に負担事業者等が行っておりますので、問い合わせの件数が2月に増加しているというところです。以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。NTT東・西の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策の話と、それから、支援機関の平成21年度の事業計画、この2つについて報告をいただきました。それでは、どちらでも結構ですが、何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

○酒井部会長代理　　この7%の効率化というのは何年間続く予定でしたでしょうか。

○村松料金サービス課企画官　　18年の11月に、ご答申の中でご要望としていただいております、特に期限は定めておりませんので、今後いつまで続けるのかということについては、また別途議論が必要かと考えております。

○酒井部会長代理　　10年も続けば70%ですからね。

○根岸部会長　　ほかにございますか。よろしいですか。それでは、報告を了承いたしました。次の報告事項に移ります。いわゆる競争セーフガードに基づく検証結果（2008年度）につきまして、ご説明をお願いいたします。

○淵江事業政策課長　　それでは、資料8-6に基づきまして、競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）について、ご説明したいと思います。

横型の資料の2ページ目、競争セーフガード制度の目的ですが、近年、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合が進んでいる、このような中で電気通信市場の公正競争確保に係る制度の有効性・適正性を毎年検証することを目的としまして、昨年の2007年度から運用を開始したものです。具体的には、2つ目の○ですが、以下の2点について、意見の募集を実施した上で、現状分析に至った検証を実施しております。矢印の上ですが、電気通信事業法に基づきまして、市場支配的事業者規制に関する検証です。指定電気通信設備の指定が関係法令に基づいて適正に指定されているか、アンバンドル機能の対象を適正に定めているかどうか、他事業者に対する開放義務、設備について妥当かどうかといったことを検証するもの。もう一つは、公正競争を確保するための措置で、接続情報の目的外の利用、特定電気通信事業者に対する不当に優先的な、または不利益な取り扱い、他の電気通信事業者、コンテンツプロバイダ、製造・販売業者に対する不当な規律・干渉など、支配的事業者の営業活動が禁止行為に抵触していないかということを検証するもの。

もう一つが下の矢印ですが、日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証がございます。NTTグループには、ご案内のとおり、92年の移動体の分離、それから、99年のNTTの再編成により、公正競争確保のために課された公正競争要件がござい

ます。その公正競争要件その他に違反していないかどうか、追加的な措置が必要かどうかということを検証するもので、具体的には、排他的な共同営業の禁止とか、内部相互補助の禁止、役員の兼任の禁止、独占分野で獲得した顧客情報の競争分野への流用の防止等について、違反がないかどうかというものを検証するものです。

2のところですが、今年度の実施検証の状況です。昨年7月27日に、2008年度の競争セーフガード制度の検証として、現行制度の運用にかかわる問題点に関する意見公募を実施いたしました。そこで13件の意見が提出されたわけですが、更に、8月28日に当該意見募集の結果を公表するとともに再意見の募集を行ったところ、11件の意見が提出されました。これら寄せられた意見を76項目に整理して、総務省の考えを取りまとめて、同年の12月24日、検証結果案を公表し、検証結果案に対する意見公募の実施を行いました。本年の2月25日に検証結果を取りまとめ、NTT東・西に対して所要の措置を要請したところです。本日はその結果を報告するものです。

3ページ目をご覧ください。2008年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果です。意見募集で寄せられた76項目の論点のうち、以下に書かれている3点につきまして、電気通信市場の公正競争確保のための所要の措置を講ずるようNTT東・西に対して要請するとともに、措置状況の報告を受けることといたしました。NTT東につきましては、ここに挙げた3点の要請を、NTT西につきましては、フレッツ・テレビが実施されていないということから、一番上と一番下の2点について要請を行ったところです。1つ目が116番の窓口の問題です。競争事業者等からは、116番窓口で電話の移転・転居手続きにあわせて光サービスの営業が行われているという指摘がございました。つまり、ユーザがNTT116番窓口において加入電話移転・転居手続きを行った際に、ユーザから光サービスに関する問い合わせを行っていないにもかかわらず、移転先において、ひかりサービスの勧誘が奨励されているのではないかというような指摘がされています。これに対してNTT東西からは、加入者から問い合わせがない場合に、光サービス等の営業を行うことはないという意見をいただいております。検証した結果、116番への加入電話等の移転申し込みを行う加入者に対して、当該加入者からの問い合わせがないにもかかわらず光サービス等の営業活動を行うことは、これまでの類似の競争ルールに抵触するというようなことから、このような営業活動が行われることがないように、NTT東西に対して改めて周知徹底を図るほうがよいということで、この要請をいたしました。

真ん中ですが、これはフレッツ・テレビの件です。競争事業者等からは、「フレッツ・テレビで地デジ対策」の広告は、NTT東日本が放送を行っているように誤解されると指摘がありました。また、NTT東日本の実質的な放送参入事業ではないかというような指摘もございました。NTT東日本からは、フレッツ・テレビにおいてNTT東日本が提供しているのは、電気通信サービスであるフレッツ・テレビ伝送サービスであり、放送サービスは電気通信役務放送利用者、オプティキャストが提供しているものである。広告においても提供主体に誤解のないように努めているというような意見が出されました。検証いたしました結果、NTT法はNTT東日本の放送事業の参入は認めておらず、NTT東日本の業務範囲規制を厳格に運用するという観点から、NTT東日本に対し、フレッツ・テレビの営業において、放送サービスの提供主体が他者であることについて利用者が明確に理解できるよう、措置について周知徹底を図るように要請いたしました。

最後に営業子会社の問題です。競争事業者等からは、「NTT東日本何とか」という社名がつく営業子会社、県域等にある子会社ですが、NTT東西の役員等が役員を兼任しております。その会社につきまして、NTT東西、NTTドコモから委託を受けて光サービスや携帯電話の販売を実施している実態がございます。このようなことから、この営業子会社に対してもNTT東西に課されている情報の目的外利用、排他的な共同営業の禁止といった禁止行為等の規制を適用すべきではないかというような指摘がございました。NTTからは、県域等の子会社では、NTT東西、NTTドコモ、それぞれから受託業務を組織を分けて実施し、営業情報のファイアウォールをきちんと担保している、また、公正競争に係る研修等も徹底しているという意見が出されております。

NTT東西に対しましては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件が適用されておりますが、県域等の子会社については直接的には対象になってございません。その趣旨が徹底されない場合には、結果として公正競争の確保ができない可能性がありますので、引き続き注視していくことにいたしますが、この点につきましては、昨年と同様にNTT東西に対し、NTT東西と営業子会社との役員兼任の実態について報告を要請することにいたしました。

この3点が今回の行政指導にいたしましたものですが、今年度内に措置状況について、私ども総務省に報告いただくということをお願いしてございます。以上が今年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果の概要です。

- 根岸部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明につきましてどうぞご質問、ご意見ございましたら、お願いします。
- 長田委員　　このフレッツ・テレビの広告の件です。今回は、競争セーフガード制度に基づく検証ということでしたので、ここの放送事業のオペティキャストが放送の提供主体であるということが明確かどうかという論点に限られているのだと思いますが、昨年からはNTT東日本がやっていらっしゃるフレッツ・テレビの広告には、さまざまな問題があるのではないかと考えています。昨年からは幾つか、消費者に非常に誤認を与えるのではないかとということでご意見を申し上げたこともありましたし、それを書いていたいたりしたこともあります。地上デジタル対策に対して消費者に非常に誤認を与える広告がずっと続いているのではないかと考えています。今年流れていた広告に関しても、非常に問題があると思っております。NTTで自主的に放送を中止されたと聞いておりますが、地デジ対策という国民にとって大きな課題に対して、消費者の視点のない広告が何本も流れているということに関しては、非常に問題があると思っておりますので、これはNTT東日本に対して、まず、消費者視点において誤認を与えない広告をしていただきたいということと、それから、総務省に対しましても、全体を広く注視していただいて、一つ一つばらばらになっていると問題の大きさがわからないところもあるのではないかと考えていますので、放送等含めて両方の部局の皆さんで広告をきちんと見ていただきたいと思いますと思っております。
- 根岸部会長　　ありがとうございました。何かございますか。
- 淵江事業政策課長　　NTT、フレッツ・テレビにつきまして、放送の中身につきましては、私ども、なかなか難しい話もございまして、今回の競争セーフガードに基づきまして出されたさまざまな意見を踏まえたり、それから、今回の措置要請に基づきまして、NTT東日本としても、広告の中身についてしっかり審査体制を整えていくということをおっしゃっておりますので、総務省として、電気通信事業の観点からも、引き続きフレッツ・テレビの広告については注視していきたいと思っております。
- 長田委員　　実は昨年からは、電気通信事業の利用者懇談会でも、広告の問題は課題になっておまして、またTCAなどでも、消費者視点ということで様々体制を変えていただいと伺っておりました。その状況下で、配慮がされていないと思われる広告がずっと続いているということが、一番問題ではないかと考えておりますので、年度末までということ、本日までに新たなご報告がNTTさんから行われるのかもしれませんが、

今後そういうことがないように、注視していただきたいと思います。

○根岸部会長　ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これで本日の部会は終了したいと思います。ありがとうございました。

委員の皆様、あるいは事務局から、何かございませんか。よろしいですか。ございませんようでしたら、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会